

判断力と公開性を中心とするカントの政治理論の研究

金 慧

本研究の目的は、イマヌエル・カント（Immanuel Kant, 1724-1804）の政治理論を判断力と公開性の概念を中心に再構成し、カントの政治理論が他者とのコミュニケーションをつうじた正当化の探求として解釈できることを論証することにある。

第一章「カントとアーレントの判断力論」は、カントの『判断力批判』とアーレントによるその解釈を構想力という概念に注目して分析することを目的とする。この目的のため、まず『純粋理性批判』にさかのぼって構想力の役割を分析した。第二節「構想力の総合」においては、認識判断における構想力の働きを概観した。そこで構想力は、一面において、感性を通じて与えられる直観の多様を総合することで悟性へともたらす、悟性に先立つ「形象化」の作用と考えることが可能である。しかしながら他面で、構想力は、特殊を普遍のもとに「包摂」する図式機能を営むとされる。したがって、認識判断において構想力は、相互に異質な能力である悟性と感性を前者の后者に対する「包摂」あるいは「適用」というかたちで媒介するという点を第三節「図式機能と包摂」で確認した。第四節「再現前化としての構想力」および第五節「趣味判断における共通感覚」では、アーレントの判断力論の前提となるべき諸点を検討した。そこでは構想力が、普遍のもとに特殊を包摂するのではなく、他者の立場・他者の可能な判断を「再現前化」させる働きを担うことになる点、また、『判断力批判』の趣味判断論においても構想力は、概念との結合を欠きながらも、規則の能力としての悟性を必要とし、こうした認識諸能力の一致した状態を「共通感覚」と考えることができる点を確認した。第六節「アーレントの判断力論」では、他者の立場・他者の可能な判断を「再現前化」させる構想力の働きと、そこにおいても構想力の働きは規則性を必要とすること、こられの点がいかなる帰結をもたらすかについて、アーレントの用いる「共通感覚」と「範例」の観念を検討することで明らかにした。アーレントの判断力論において構想力は、共通の感情あるいは共有された範例に、判断の対象である特殊なものを包摂する役割を果たしている。それゆえアーレントによる構想力の解釈においては、他者の判断・他者の立場を想像する構想力の働きと、認識判断における規則の事例への適用としての構想力の働きとが截然とは切り離しえなくなっているのではないかと論じた。第七節では、以上の議論を判断の妥当性の観点から捉えなおし、アーレントにおいて構想力は、判断の「一般的」妥当性を確保するために、その働きが制限されたものにならざるをえないことを明らかにした。しかしこのことは、判断の妥当性が及ぶ範囲がつねに閉域を構成しているとい

うことを意味するよりもむしろ、みずからの下す判断が妥当しない他者との間の判断の交換の必要性を示していると論じた。他方でカントの反省的判断力においても、判断の妥当性を歪める主観的制約を捨象するためには、他者の立場との想像上の交換が必要であると指摘した。

第二章「伝達・応答・公開性」の目的は、判断形成過程あるいは思考過程とコミュニケーションとの関連を探求することにある。一般的にカントの哲学は、主観の反省によって理性のはたらきとその限界を解明する独我論的な試みであると理解されることが多かった。そうした理解に反して、応答としての責任という契機がカント哲学のなかに内在していることを論証した。第二節においては、『啓蒙とは何か』のなかでカントが提示した「理性の公共的使用」を手がかりに、カントにおける公共性の特徴が、何らかの組織や機構が定める規則に理性を従属させることの否定にあると論じた。さらに、共有されたいかなる規則をも前提とせずには理性を行使することは、反論する他者に対して「みずから自身の人格」の名のもとに応答するという責任の観念を含んでいることを指摘した。第三節においては、こうした議論が「理性による普遍的妥当性」を頑強に擁護したカントの倫理学といかなる関連を持つのかを理解するため、カント倫理学における定言命法について論じ、定言命法によって論理的首尾一貫性のみが問われているのではなく、他者の人間性とそれを可能にする条件を尊重しているか否かという考慮が求められていると主張した。第四節においては、定言命法に含まれているこれら二つの要素が、カントが論じる公開性の原理にも孕まれていることを明らかにした。カントによれば、立法理由の公開の有無が、公衆が政治的意志決定の正-不正を判断するための基準となる。しかしながら公開性についての分析によって明らかになるのは、たんに公開の有無が法の正-不正の基準となるばかりでなく、公開性によって相互に受容可能な理由を提示することが求められているということである。第五節では、理性の公共的使用に含まれている「他者への伝達と応答」が現実のコミュニケーションにおいてばかりでなく、思考の正しさを確保するために要請される仮想的なコミュニケーションにおいても想定されていることを明らかにした。

第三章「カントとロールズにおける自律と自己尊重」では、カントによる道徳的自律の構想を自己尊重という観点から明らかにすることを目的とする。まず第二節においては、感情としての尊敬と義務としての尊敬を区別し、感情としての尊敬が、ひとが道徳法則に対して否応なく抱く感情であるのに対して、自己尊重は自分自身に対する義務であることを確認した。第三節では、自己尊重が、みずからが道徳的に行為する可能性を有することに対する尊重であるのに対して、自己評価の対象は、ある特定の社会や文化における価値基準によって評価されうるみずからの行為や業績であると定義し、こうし

た区別が現代の倫理学においても特異な発想ではないことを確認した。これを踏まえて第四節では、卑屈や高慢といった態度や感情を通して自己尊重の特徴がどのようなものであるかを分析した。続く第五節では、自己尊重はあくまで自分自身を拘束する義務であり、たとえ道徳的に行為することができなかつたとしても、みずからが潜在的に有する道徳的行為の可能性を尊重するよう課す義務である点を確認した。第六節では、自己尊重に関してカントとは異なる見解を提示するロールズの議論を検討した。ロールズにおいて自己尊重 (self-respect) は、みずからの努力や能力が何らかの集団内において他者から認められることを要件とする。そのため自己尊重は、他者の評価によって媒介された自己評価 (self-esteem) と区別されず、市民が各々所属する集団に固有の評価軸によって相互的な評価が行われることが自己尊重／自己評価を支えるために重視される。したがって、尊重の対象は、カントのように潜在的な道徳的行為の可能性ではなく、行為の結果としての業績に求められる点を指摘した。

第四章「政治的自律と社会保障」では、道徳的自律とは区別される政治的自律の構想について検討した。まず第二節では、カントが政治的自律を構成する権利の一つとして挙げる言論の自由をとりあげ、これが法の正当性の判定において果たす役割について考察した。第三節では、言論の自由が国家による制約を排除することのできる自由権としての性格をもつことの積極的意義を指摘し、これがいわゆるカントの抵抗権否認論と密接なつながりをもつことを論じた。そこでは、言論の自由にいかなる法的権力も伴わないのは、自由なコミュニケーションを可能にするためであると指摘した。第四節では、政治的自律が国家による権利の承認という構造を備えている点に道徳的自律との決定的な相違があると指摘した。これらを踏まえて第五節では、政治的自律の条件としてカントが挙げる経済的自立に焦点を当て、この条件を満たす義務を国家が負っていることを明らかにした。

以上の四章をつうじて本研究では、カントの政治理論を人格内および人格間におけるコミュニケーションをつうじた正当化の探求として理解できるという解釈を提示した。